

## 県立高等学校入学者選抜検証委員会の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県立高等学校入学者選抜検証委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置目的)

第2条 県立高等学校における入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）の確実性及び信頼性を確保するため、県教育委員会として策定した「再発防止・改善策」の実効性を確認するため、平成30年度入学者選抜実施後の報告を踏まえた協議を行うため、県立高等学校入学者選抜検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を報告する。

- (1) 「再発防止・改善策」に基づく平成30年度入学者選抜実施結果について
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長から指示のあった事項

### (設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、平成30年3月31日までとする。

### (構成員)

第5条 委員会は、教育に関する理解と見識を有する者並びに学校及び行政機関の関係者から選定した者10人以内をもって構成する。

- 2 委員会の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、会議設置の日から委員会の設置期間満了までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は教育委員会が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

(公開)

第8条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(調査の依頼)

第9条 委員会は、その所掌事項について調査研究を行う等会議の円滑な運営を図るため、事務局に対して調査を依頼することができる。

2 事務局は、必要に応じて調査チームを設置し、その調査結果等を委員会に報告する。

(意見聴取)

第10条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育局指導部高校教育課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第7条の規定にかかわらず、教育長が召集する。